

給付金のお知らせ 未婚の児童扶養手当受給者の方 に、給付金が支給されます!

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、**未婚のひとり親**の方に対し、
2019年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給額 **17,500円**

申請期間 **2019年7月～11月(市町により異なります)**

支給時期 原則として、**2020年1月に支給**



| 〈支給対象者 イメージ〉 | 婚姻(法律婚)をしたことが ある | 婚姻(法律婚)をしたことが ない |
|--------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| | 児童扶養手当の 支給を受ける | 児童扶養手当の受給者 (離婚・死別) |
| 児童扶養手当の 支給を受けない | 〈前年所得・公的年金等が、児童扶養手当の全部支給停止となる額以上〉 | |

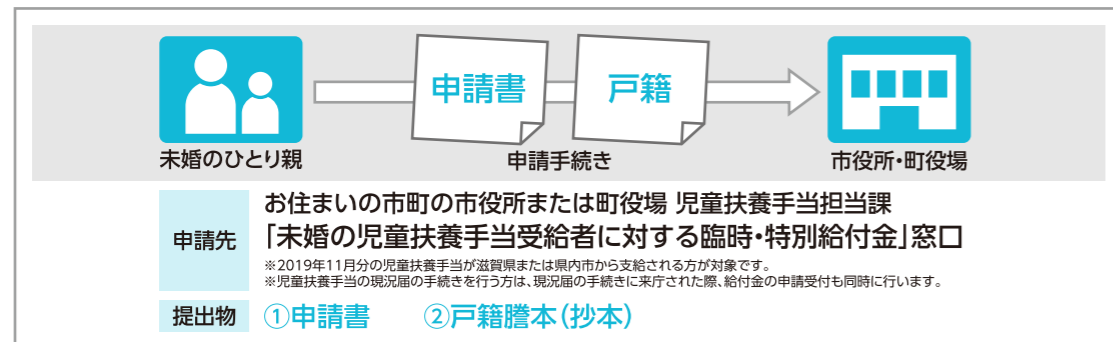
支給要件

●支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
 - ②基準日(2019年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
 - ③基準日(2019年10月31日)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方
- ※支給対象者が基準日(2019年10月31日)の翌日以後に亡くなった場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

給付金の支給手続き(基本的な流れ)



お願い 載せてほしい情報等がありましたら、滋賀県子ども・青少年局、またはお住まいの市福祉事務所、町役場にお寄せください。

※イラストはイメージです。

ひとり親家庭 サポートだより

第34号 令和元年7月発行

■編集・発行

滋賀県健康医療福祉部
子ども・青少年局

tel.077-528-3554

fax.077-528-4854

E-mail:em00@pref.shiga.lg.jp

vol.34

2019.夏号

ひとり親家庭

サポートだより



CONTENTS

特集

[P2~3]

滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターを御存知ですか?

今年も暑い季節がやってきましたね。今回は、昨年10月に開設した滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターについて、相談事例やひとり親家庭交流カフェなど、センターの取組をお知らせします。他にも皆さんを支援する事業をいくつか紹介しています。

また、夏休みはいつもより御家庭で過ごす時間が多くなると思います。最近耳にすることが多いネット依存・ゲーム依存について、御家庭で一度チェックしてみてください。

CONTENTS

- 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターでは、【P.4】こんな事業を実施します
- 10月から幼児教育・保育の無償化が始まります【P.5】
- 子育て支援事業を紹介します!.....【P.5】
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 気をつけて欲しい、ネット依存・ゲーム依存のこと【P.6】
- 夏のイベント紹介.....【P.7】
- 未婚の児童扶養手当受給者の方に、...【P.8】
給付金が支給されます!

